



2023年3月1日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者

此下 竜矢

(コード番号 5103 スタダード市場)

問合せ先 代表取締役兼最高執行責任者兼

最高財務責任者 庄司 友彦

(TEL. 04-7131-0181)

第121回定時株主総会継続会における 定数を必要とする議案の結果について

当社は、本日（2023年3月1日（水））開催いたしました第121回定時株主総会継続会におきまして、議決権行使書のご提出を含めご出席いただきました株主様の有する議決権の数が、議案の審議を決議するのに必要な定足数を満たせず、上程させていただいた定数を必要とする決議事項については、本継続会において審議にいたりませんでしたことをお知らせいたします。

1. 審議にいたらなかった議案

審議にいたらなかった議案は以下の2議案となります。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本議案につきましては、普通決議によりご承認いただく議案ですが、いずれも定数が必要な議案となります。定足数は、議決権を行使することができる株主様のうち、議決権の3分の1（252,726個）以上の株主様にご出席または議決権行使書を提出していただく必要がございますが、今回はその数に至らず151,462個（19.977%）となりました。

2. 経緯

当社は、2022年6月13日に第121回定時株主総会を開催いたしました。2022年6月13日付「第121回定時株主総会における定数を必要とする議案の結果について」にてご報告させていただきましたとおり、普通決議を行うために必要な議決権定足数に足る株主様から議決権行使をしていただくことができず、議案の審議に至りませんでした。

引き続き、2022年10月11日に第121回定時株主総会継続会を開催いたしました。2022年10月11日付「第121回定時株主総会継続会における定数を必要とする議案の結果について」にてご報告させていただきましたとおり、当該継続会におきましても、普通決議を行うのに必要な議決権定足数に足る株主様から議決権行使をしていただくことができず、議案の審議には至りませんでした。

した。

当社といたしましては、懸案となっている議案の審議を進めるために再度準備を進め、本日2023年3月1日に第121回定時株主総会継続会を開催いたしました。当該継続会におきましても普通決議を行うのに必要な議決権定足数に足る株主様から議決権行使をしていただくことができず、議案の審議に至りませんでした。

3. 今後の対応について

本日の継続会で審議に至らなかった議案につきましては、既に定時株主総会及び2回の継続会で議案の審議に至らず、再度の継続会の開催することを含めて適切な対応を行うべく今後の対応について検討を進めて参ります。今後対応が固まりましたら改めてご報告をさせていただきます。

株主の皆様、投資家の皆様には大変ご心配をおかけして誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上